動向

2011年の学校改革以降のスウェーデンの教育における個への支援体制

サリネンれい子*

1 分離統合型インクルーシブ教育とは

現在のスウェーデンの教育の形を一言でいうならば，「分離統合型インクルーシブ教育」ではないかと考えている．「分離統合型インクルーシブ教育」とは，教育の受け手となる児童生徒を，まず，知的障害があるかないかで明確に分離し，次に，知的障害のない児童生徒は知的以外の障害の種／有無にかかわらず統合し，そのうえで，できる限りインクルーシブ教育を目指していくという教育の形である．

重度障害児に対する教育の管轄が，1990年代に入って「医療・社会福祉」から「学校庁(Skolverket)」へと移行したが，今なお，基礎特別支援学校は，学校形態の一つとして存在している．これは，学校法（Skollagen）の理念に基づき，知的障害がある児童生徒に，障害のない児童生徒と同等の教育の機会を与えるためには，知的な能力に合わせて学びの場を明確に分け，一人ひとりがもつ能力とその可能性を最大限に伸ばそうとすることこそが「平等，公平」であると考えるこの国の確固たる姿勢にほかならない．これを理念の基としながら，可能な限りのインクルーシブ教育を模索し続けているのが，スウェーデンの教育における個への支援の体制であると考える．

本稿では，スウェーデンの義務教育における個への支援に焦点を置く．まず，現行の教育システムと，その基となっている2011年の学校改革について個への支援の視点から述べ，その後，日本の小中学校にあたる基礎学校（grundskola）と基礎特別支援学校（grundsärskola）における個々のニーズに応じた支援の体制についての近年の動向をまとめる．

なお，スウェーデンの教育に関する用語は，日本語の訳語がすでに一般に使用されていると判断したものは，日本語の訳語をそのまま用いた．ただし，初出時に原語を明記してある．

2 スウェーデンの教育システムと三本柱

（1）すっきりとしている教育システム

スウェーデンの教育システムは，**図1**にあるように，すっきりと分かりやすい．1歳から通うことができる就学前学校（förskola）[1]があり，6歳になると基礎学校に併設されている就学前クラス[2]（förskoleklass）に入学する．基礎学校は9年制で，就学前クラスと合わせて義務教育は10年間となっている．

義務教育が行われる学校は，基礎学校の他に，少数民族言語に指定されているサーメ語を教科として教えるサーメ学校（Samskola），唯一国の管轄として残っている聾及び聾重複の教育を行っている特別学校（Specialskola），基礎特別支援学校の3つの形態がある．基礎特別支援学校には，基礎学校に準じた教科学習をする「教科（ämne）」コースと，教科コースの知識要件（Kunskapskrav）に達することが困難な児童生徒のための「教科領域（ämnesområde）」コースの2コースがある．教科領域は，教科の特性に対応して5領域[3]に分けられており，図工や美術，音楽に相当する「芸術（Estetisk verksamhet）領域」，体育に相当する「運動（motorik）領域」，スウェーデン語などの言語教科に相当する「コミュニケーション（Kommunikation）領域」，家庭科や社会などに相当する「日常活動（Vardagsaktiviteter）領域」と理数系科目に相当する「現実理解（Verklighetsuppfattning）領域」がある．教科領域学習をしている児童生徒は，「トレーニング学校（Träningsskola）」とよばれる学校に通うことが多かったが，「トレーニング」という言葉がもつ医療・福祉的イメージから脱却し，どの子にも，個々のもつ能力と可能性を最大限に伸ばすことができる，知識・教育を培う場としての学校教育を目指し，2011年の学校改革でトレーニング学校は廃止され，基礎特別支援学校と一本化された．

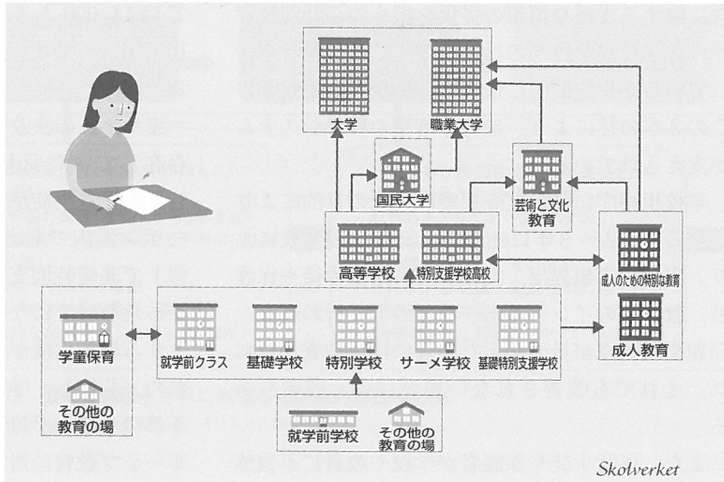

図1 スウェーデンの教育システム

出典 Skolverket, Det svenska

（2）学校法と保障された知識要件

基礎特別支援学校における教科コースと教科領域コースの大きな違いは，後者の知識要件に「その可能性において（efter sina förutsättningar）」との表記があることである．この記述があることにより，教科領域コースのすべての児童生徒が，知識要件に到達できるシステムとなっている．つまり，スウェーデンのすべての児童生徒は，知的障害の有無，重さにかかわらず，「可能性において」最終的に知識要件を満たす，到達目標を達成することが保障されているのだ．

スウェーデンの教育における個への支援は，児童生徒の在籍する学校形態にかかわらず，学校法第1章第4条において「子どもと児童生徒の多様なニーズに配慮して教育を行うこと，子どもと児童生徒が可能な限り発達できるように支援と刺激を与えること」が明記されている．また，学校法第3章「目標に向かった子どもと生徒の発達」に，その方法が続く．つまり，スウェーデンの教育における「個への支援，特別な支援」は，狭義の「特別支援教育」すなわち「基礎特別支援学校」に在籍する児童生徒に対し，特別な教員が行う「教育や支援」を指すのではない．どの年齢のどの学校に通っている児童生徒であっても，その児童生徒がもっている能力とその可能性を最大限に伸ばしていくという理念に基づき，最低限の知識と能力の獲得を保障するために，個のその時の必要性に応じて行われる教育や支援そのものなのである．

（3）教育を支える3本柱

スウェーデンの教育システムは，国が目標を明確にして統括を図り，その実行責任を基礎自治体であるコミューン（Kommun）に下した地方分権型をとっている．

この教育システムを支えているのが，学校庁，特別教育庁（Specialpedagogiska skolmyndighet），学校視察庁（Skolinspektionen）という国の3機関である．学校教育の目標設定や国の教育方針などの提示を行うのが学校庁．特別支援教

*ニネスハム基礎特別支援及び特別支援学校高校，第一教諭及び特別教員
ウプサラ大学教育科学学部特別支援教育専攻修士課程在籍